

定 款

東大阪再開発株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、東大阪再開発株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸および管理運営業務
- (2) 駐車場、駐輪場の整備・管理運営業務
- (3) 都市計画、都市開発に関する調査・研究・指導業務
- (4) 地方公共団体からの都市計画、都市再開発に係る建設工事および公共交通政策に係る受託業務
- (5) 文化教室、室内遊戯場およびスポーツ施設の管理運営業務
- (6) 損害保険の代理業務
- (7) 広告代理業務および貨物配送取扱業務
- (8) 飲食料品の販売および当選金附証票の受託販売
- (9) 煙草の販売業務
- (10) 公衆電話受託業務およびテレホンカードの販売業務
- (11) クレジットカード取扱業務
- (12) 有線テレビジョン放送取次業務
- (13) 有線放送取次業務
- (14) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計参与

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡および取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式等の割り当てを受ける権利を与える場合)

第9条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式または新株予約権の割り当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割り当てを受ける権利を与える旨および引き受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(株式取扱規程)

第10条 株式の名義書換え、その他株式の取扱に関する事項については、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

3 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に取得した者の全部または一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日より3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者)

第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、3名以上12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において議決権のある株主のうち議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役および代表取締役)

第 21 条 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を定めることができる。

2 取締役社長は、会社を代表する。

3 前項のほか取締役会の決議により他の役付取締役を代表取締役に選定することができる。

(業務の執行)

第 22 条 取締役社長は、株主総会および取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統括する。

2 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐して会社の業務を分掌する。

3 取締役社長に事故あるときは、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順序により、他の役付取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役の

過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において取締役会規程を定める。

(報酬)

第 27 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。

(議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役の責任免除)

第 29 条 取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、監査役の同意および取締役会の決議によって、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を免除することができる。

2 前項の規定に基づいて取締役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は遅滞なく、会社法第 425 条第 2 項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には、一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は 1 ヶ月を下ることができない。

3 総株主（責任を負う取締役であるものを除く）の議決権の 100 分の 2 以上の議決権を有する株主が前項の期間内に前項の異議を述べたときは、第 1 項の規定による免除をしてはならない。

第 5 章 監査役

(員数)

第 30 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において議決権のある株主のうち議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、監査役の員数を欠

くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬)

第 33 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を免除することができる。

2 前項の規定に基づいて監査役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は遅滞なく、会社法第 425 条第 2 項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には、一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は 1 ヶ月を下ることができない。

3 総株主（責任を負う取締役であるものを除く）の議決権の 100 分の 2 以上の議決権を有する株主が前項の期間内に前項の異議を述べたときは、第 1 項の規定による免除をしてはならない。

第 6 章 会計参与

(員数)

第 35 条 当社の会計参与は 1 名とする。

(選出方法)

第 36 条 会計参与は、株主総会において議決権のある株主のうち議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第 37 条 会計参与の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。

2 任期満了前に退任した会計参与の補欠として選任された会計参与の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬)

第 38 条 会計参与の報酬は、株主総会の決議により定める。

(会計参与に対する取締役会の招集通知)

第 39 条 取締役社長は、各事業年度にかかる計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書又は臨時計算書類を承認する取締役会を開催する場合は、その 5 日前までに会計参与に対して、その招集通知を発しなければならない。

(会計参与の免除責任)

第 40 条 会計参与が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計参与の職務の執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって、当該会計参与の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を免除することができる。

2 前項の規定に基づいて会計参与の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は遅滞なく、会社法第 425 条第 2 項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には、一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は 1 ヶ月を下ることができない。

3 総株主（責任を負う取締役であるものを除く）の議決権の 100 分の 2 以上の議決権を有する株主が前項の期間内に前項の異議を述べたときは、第 1 項の規定による免除をしてはならない。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 42 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載された株主および登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

(補則)

第 43 条 この定款に定めのない事項は、会社法および他の法令の規定に従う。

第 8 章 附則

平成 14 年 6 月 28 日 第 7 回定時株主総会で変更
平成 15 年 6 月 26 日 第 8 回定時株主総会で変更
平成 18 年 6 月 27 日 第 11 回定時株主総会で変更
平成 26 年 8 月 8 日 第 1 回臨時株主総会で変更
平成 28 年 6 月 23 日 第 21 回定時株主総会で変更
令和 2 年 6 月 26 日 第 25 回定時株主総会で変更
この定款は、令和 2 年 6 月 26 日より施行する。